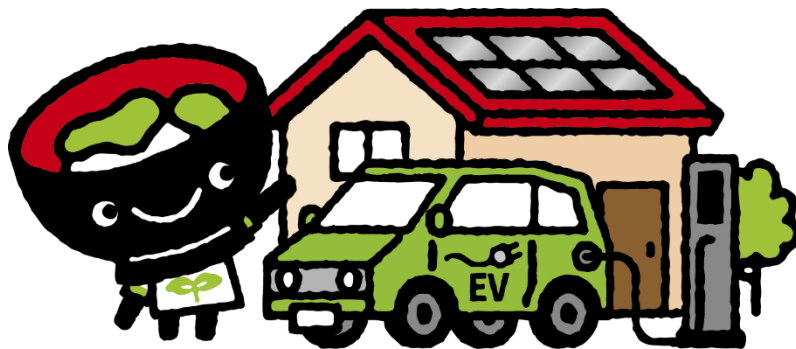


令和7年度

事業者向け EV 等導入事業費補助金

申請の手引き



岩手県
令和7年4月

目次

1	事業の目的	2
2	予算	2
3	申請期限等	2
4	補助対象者	2
5	補助対象事業	3
6	補助対象経費及び補助率等	4
	（1）補助対象経費	4
	（2）補助率	6
	（3）上限額	7
	（4）省エネルギー診断等に関する注意点	7
	（5）いわて脱炭素化経営企業等（いわて地球環境にやさしい事業所）認定に関する注意点	9
7	省エネ効果に関する情報発信と県事業への積極的な協力等	10
	（1）社外への情報発信	10
	（2）従業員の意識啓発	10
	（3）県への定期的な報告	10
	（4）県事業への積極的な協力	10
8	財産処分について	11
9	事業の流れ、申請方法等	12
	（1）事業の流れ	12
	（2）事業実施期間	12
	（3）申請方法等	13
	① 申請	13
	② 審査	14
	③ 県による交付決定	14
	④ 対象設備導入に係る業者との契約及び設備導入工事	14
	⑤ （完了報告）請求書の提出	15
	⑥ 補助金の交付	15
10	事業の実施後の留意事項	15
	（1）事業実施後の県事業への協力等	15
	（2）立入検査等	15

1 事業の目的

県内の中小事業者等の地球温暖化対策の推進を図るため、E V、太陽光発電設備等を導入し、その効果（省エネルギー効果や経費節減効果など）を積極的に情報発信する事業者を補助することにより、事業活動で発生する温室効果ガス排出の削減を図ることを目的としています。

2 予算

4,100 千円（410 万円）

※ 本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用して実施するため、他の国・県補助金を併用することは出来ません。ただし、市町村独自の予算を活用している補助金との併用は可能です。

3 申請期限等

（1）申請期限

令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

かつ、事業に着手する予定日の 20 日前までに提出してください。

（2）提出方法

郵送又は持参で提出してください。

（3）提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県 環境生活部 環境生活企画室 グリーン社会推進担当

（4）書類の不備等があった場合は受付できませんので御留意願います。

4 補助対象者

県内に拠点を有する中小事業者等が対象です。

また、次の要件を満たす必要があります。

- ・ 今後も継続的な事業活動を行うものであること
- ・ 対象設備に関して、国が交付する他の補助金を受けていないこと
- ・ 県税を滞納していないこと

【解説】

1 「中小事業者等」とは、次の（1）または（2）に当てはまる事業者で、岩手県内に事業所等を所有し、事業活動を行っている者としています。

（1）「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかが、下表の数値であること。

業種 （日本標準産業分類で定める業種）	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④以外の業種）	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下
④ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下

※中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）の規定によるもの

(2) 事業所等の年間のエネルギー使用量（原油換算値）が 1,500kl 未満であること。

※年間のエネルギー使用量（原油換算値）は、岩手県 HP に掲載の「エネルギー使用量の簡易計算表」等で計算し、確認してください。

《令和 7 年度事業者向け EV 等導入事業費補助金》

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/gx/ontai/1067112.html>

※(1)に該当しない法人（例：大企業、一般社団法人、医療法人、社会福祉法人等）であっても、(2)に該当すれば対象となります。

※ここで言う「事業所等」の例は次のとおりです。

ア 工場、作業場、店舗、事務所等の建物

イ アに付随する倉庫、駐車場等

ウ 住宅と一体の店舗にあつては、その店舗部分

エ 不動産賃貸業における賃貸物件にあつては、その共用部分

オ その他、これらに類する施設と認められるもの

5 補助対象事業

(1) 対象設備は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203303 号、令和 5 年 1 月 13 日環地域事発第 2301131 号改正。以下「国実施要領」という。）別紙 2 の 2 (2) ア(ア)から(エ)に掲げる設備を対象とします。ただし、(エ)については、充放電設備及び充電設備のみ（以下「充放電設備等」という。）が補助対象です。

設備ごとに国実施要領において交付要件が定められています。申請前に必ず交付要件を確認してください。

国実施要領 URL：

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>

国実施要領別紙 2

2 重点対策加速化事業

(2) 交付対象事業の内容

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

(ア) 太陽光発電設備（自家消費型）

(イ) 蓄電池

(ウ) 車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）

(エ) 充放電設備（充放電設備・充電設備）

(2) 対象設備を設置する事業で、次に掲げる要件をすべて満たすものが補助対象事業となります。

- ・ 太陽光発電設備、車載型蓄電池及び充放電設備等を全て設置する事業であること（ただし、車載型蓄電池及び充放電設備等は、既存設備の活用も可とする。）
- ・ 国実施要領別紙 2 の 2 (2) ア(ア)から(エ)までに定める交付要件を満たすこと
- ・ 岩手県内に設置するものであること
- ・ 設置する対象設備が 中古品でないこと
- ・ 太陽光発電設備により発電した電力量を把握できる設備を備えていること
- ・ 太陽光発電設備、蓄電池及び充放電設備等については、県内事業者から購入して自ら設置工事を行う、又は県内事業者へ設置工事を発注すること

- ・ 太陽光発電設備、蓄電池及び充放電設備等については、交付申請時に事業着手※しているものでないこと
 - ・ 車載型蓄電池については県内事業者から購入する車両に搭載されたものであること
 - ・ 車載型蓄電池については、交付決定日から交付決定日が属する県の会計年度の2月末日までの期間に初度登録される車両（中古の輸入車の初度登録車を除く。）に搭載されたものであること
 - ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと
- ※ 事業着手とは、対象設備の導入に必要な機器の購入及び設置工事に係る契約書等の発行日をいいます。

6 補助対象経費及び補助率等

（1）補助対象経費

補助対象経費は次の表に掲げる経費です。なお、消費税及び地方消費税は補助対象経費としません。

補助金交付申請時に提出する「設備の購入及び設置工事に要する経費内訳が確認できる資料（明細書等）」は、下の表の項目に従って記載してください。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）

	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。
車両費（充放電設備費を含む）	購入費		電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、充放電設備等の導入に必要な費用

(2) 補助率

この補助金の補助率は国実施要領別紙2の2(2)ア(ア)から(エ)までに定める交付率のとおりです。

国実施要領別紙2の2	
(2) 交付対象事業の内容	
ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電	
(ア) 太陽光発電設備 (自家消費型)	
交付率等	1 / 2 (地方公共団体設置。PPA・リース等により公共施設等に導入される場合を含む。) 5 万円/kW (民間事業者設置。PPA・リース等により公共施設等及び個人の施設等に導入される場合を除く。) 7 万円/kW (個人設置。PPA・リース等により個人の施設等に導入される場合を含む。)
(イ) 蓄電池	
交付率等	・ 地方公共団体設置 (PPA・リース等により公共施設等に導入される場合を含む。) : 蓄電池の価格 (円/kWh) の 2 / 3 (ただし、下記価格 (※) の 2/3 を上限とする。) ・ 民間事業者設置 (PPA・リース等により公共施設等及び個人の施設等に導入される場合を除く。) : 蓄電池の価格 (円/kWh) の 1 / 3 (ただし、下記価格 (※) の 1/3 を上限とする。) ・ 個人設置 (PPA・リース等により個人の施設等に導入される場合を含む。) : 蓄電池の価格 (円/kWh) の 1 / 3 (ただし、下記価格 (※) の 1/3 を上限とする。) ※ : 家庭用 (4,800Ah・セル未満) : 15.5 万円/kWh (工事費込み・税抜き) 業務用 (4,800Ah・セル以上) : 19 万円/kWh (工事費込み・税抜き)
(ウ) 車載型蓄電池 (電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)	
交付率等	蓄電容量 × 1 / 2 × 4 万円/kWh (経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」(以下「CEV 補助金」という。)の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。)
(エ) 充放電設備 (充放電設備・充電設備・外部給電器)	
交付率等	充放電設備・充電設備 : 1 / 2

※ (イ) 蓄電池については、上記のとおり家庭用及び業務用に価格要件が定められていますが、家庭用 : 12.5 万円/kWh、業務用 : 11.9 万円/kWh 以下 (いずれも工事費込み・税抜き) の蓄電システムとなるよう努めてください。

(3) 上限額

省エネルギー診断又はCO₂排出量の算定（以下「省エネルギー診断等」という。）を行っている事業所及び「いわて脱炭素化経営企業等認定制度（いわて地球環境にやさしい事業所）」の認定事業所に係る申請については、補助上限額をかさ上げします。

		省エネルギー診断又は二酸化炭素排出量の算定※					
		なし		あり			
いわて脱炭素化経営企業等（いわて地球環境にやさしい事業所）認定	なし	ア	太陽光発電	500 千円	ア	太陽光発電	600 千円
		イ	蓄電池	750 千円	イ	蓄電池	950 千円
		ウ	E V	850 千円	ウ	E V	850 千円
			P H V	550 千円		P H V	550 千円
		エ	充放電設備	750 千円	エ	充放電設備	950 千円
	あり	ア	太陽光発電	600 千円	ア	太陽光発電	750 千円
		イ	蓄電池	950 千円	イ	蓄電池	1,250 千円
		ウ	E V	850 千円	ウ	E V	850 千円
			P H V	550 千円		P H V	550 千円
		エ	充放電設備	950 千円	エ	充放電設備	1,250 千円

※事業者自ら又は外部に委託して、事業所等における排出量の算定を行っていること。

(4) 省エネルギー診断等に関する注意点

事業完了までに、省エネルギー診断を受診する場合（過去3年以内に実施済みの場合を含む。）又はCO₂排出量の算定を行う場合は、省エネルギー診断等ありの区分で申請を行うことができます。

省エネルギー診断等ありの区分で申請する場合、申請時又は完了報告時に診断(算定)結果を提出する必要があります。

【解説】

1 省エネルギー診断について

(1) 省エネルギー診断とは、エネルギーの使用状況や建築物の構造等の調査及び分析に基づき、専門家によりエネルギー使用の合理化に資する措置を明らかにすることをいいます。

具体的には、国により指定された機関が実施する省エネルギー診断とします。

例①：一般財団法人省エネルギーセンター

<https://www.eccj.or.jp>

相談・連絡先

TEL 022-221-1751

E-mail thk@eccj.or.jp

例②：経済産業省「地域プラットフォーム構築事業」による診断機関

省エネお助け隊ポータル

<https://www.shoene-portal.jp/>

相談・連絡先（特定非営利活動法人環境パートナーシップいわて）

TEL 019-681-1904

(2)省エネルギー診断は、

- ①申請日の3年以内に受診したもの または、
 - ②申請後から完了報告までの間に受診するもの
- を対象とします。②の場合、申請時に省エネルギー診断を申込済であること、診断日について確認します。

2 CO₂排出量の算定について

CO₂排出量の算定とは、補助事業者自ら又は外部に委託して、事業所等におけるCO₂排出量の算定を行うことをいいます。

具体的には、①公開されているツール等を用いて自ら算定する方法、②地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく報告の算定方法を参考に自ら算定する方法、③民間のCO₂排出量可視化サービス（見える化サービス）を活用する場合があります。

例①：温対法に基づく報告の算定方法

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/about>

例②：CO₂チェックシート（日本商工会議所）

<https://eco.jcci.or.jp/checksheet>

排出量算定の流れ

01 排出活動の抽出

温室効果ガスごとに定めた当該温室効果ガスを排出する活動のうち、事業者が行っている活動を抽出します。

02 活動ごとの排出量の算定

抽出した活動ごとに、政省令で定められている算定方法・排出係数を用いて排出量を算定します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

※活動量：生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標

※排出係数：活動量当たりの排出量

03 排出量の合計値の算定

温室効果ガスごとに、活動ごとに算定した排出量を合算します。

04 排出量のCO₂換算値の算定

温室効果ガスごとの排出量をCO₂の単位に換算します。

$$\begin{aligned} & \text{温室効果ガス排出量(tCO}_2\text{)} \\ &= \text{温室効果ガス排出量(tガス)} \times \text{地球温暖化係数(GWP)} \end{aligned}$$

※GWP(Global Warming Potential)：温室効果ガスごとの地球温暖化をもたらす程度のCO₂との比

算定方法

対象となる排出活動ごとの算定方法は、電気の使用に伴うCO₂の算定を除き、これまでの算定方法と同じです。排出活動ごとの算定方法は、制度のホームページに掲載の[算定・報告マニュアル](https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual)をご参照ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

電気の使用に伴うエネルギー起源CO₂排出量の算定方法

- 他人から供給された電気の使用に伴うCO₂排出量の算定については、より正確な排出量の算定のため、次の排出係数を用いて算定を行います。
 - (1) 電気事業者から供給された電気を使用している場合：
国が公表する電気事業者ごとの排出係数
 - (2) 電気事業者以外の者から供給された電気を使用している場合：
実測等に基づく適切な係数
 - (3) (1)及び(2)で算定できない場合：
環境大臣・経済産業大臣が公表する係数
- 国は原則として全ての電気事業者の排出係数を公表します。

(5) いわて脱炭素化経営企業等（いわて地球環境にやさしい事業所）認定に関する注意点
いわて脱炭素化経営企業等（いわて地球環境にやさしい事業所）認定ありの区分で申請をするには、次の2つの要件をどちらも満たす必要があります。

- ① 申請時： 有効な認定書を取得済みか、まだ認定を受けていないが認定に向けた手続きを進めている最中
- ② 完了報告時：有効な認定書を取得している

【解説】

1 「いわて脱炭素化経営企業等（いわて地球環境にやさしい事業所）」について
県では、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を「いわて脱炭素化経営企業等（いわて地球環境にやさしい事業所）」として認定しています。

本補助事業の優遇のほか、認定を受けた事業者は、省エネ設備導入の低金利融資、電力料金の割引、県営建設工事競争入札参加資格審査、産業廃棄物処理業者格付制度等にて優遇を受けられます。（ただし、それぞれ一定の要件がありますので、詳細は県ホームページをご参照ください）

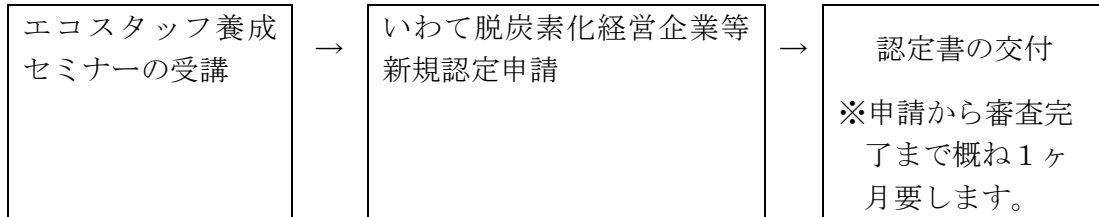
本事業による補助金も、認定を受けた事業所に対象設備を導入する場合に、補助上限額をかさ上げします。

認定を受けるには、エコスタッフ（県が主催したエコスタッフ養成セミナーを受講した者、またはその他の要件を満たす者）の常駐が必要であり、県に認定申請書提出して所定の審査を受ける必要があります。

<いわて脱炭素化経営企業等認定制度>

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/gx/ontai/1067284.html>

このため、エコスタッフがおらず、初めて認定を受ける場合は、



の順番で手続きを行ってください。

なお、環境社会検定（eco 検定）合格者（1年以上環境活動に従事している者）または脱炭素アドバイザー資格を取得している者がいる場合にも、エコスタッフの要件を満たします。

「認定に向けた手続きを進めている最中」とは、

- ・いわて脱炭素化経営企業等の認定申請書を提出済みで、現在審査中
- ・エコスタッフ養成セミナー等に申し込み済み（その後、認定申請予定）

の場合を言います。

状況の確認のため、認定申請書のコピーか、エコスタッフ養成セミナー申込書のコピーを提出してください。

また、申請時には有効な認定書を取得していても、完了報告時に認定の期限が切れていると対象外になりますので、年度途中で認定の期限が切れる場合には、忘れずに認定を更新してください。

7 省エネ効果に関する情報発信と県事業への積極的な協力等

補助金の交付を受けた翌年度から2年間、社外への情報発信、従業員の意識啓発を行うとともに、省エネ効果のデータを県へ報告するなどの御協力をいただきます。

（1）社外への情報発信

以下のことについて、ポスターの掲示や業界団体の会誌への掲載等により、情報発信を行ってください。

- ・県の補助金を活用して設備更新をしたこと
- ・具体的な省エネ効果及びそれに伴う経費節減効果

（2）従業員の意識啓発

従業員に対し、社内の省エネ取組や、従業員の各家庭での省エネ取組を促してください。

（3）県への定期的な報告

具体的な省エネ効果及びそれに伴う経費節減効果の詳細なデータ、（1）（2）の取組内容について、毎年県に報告してください。

（4）県事業への積極的な協力

事例発表やデータの公表など、県が行う温暖化防止対策の各種事業に対して、積極的な協力をお願いします。

【解説】

(1) 情報発信の方法としては、窓口や応接室など来客の目に触れやすい場所へのポスター掲示、来客者に配布するリーフレット等への印刷、業界団体の会誌や広報誌への掲載、会社のホームページへの情報掲載などが考えられます。

(2) 従業員への意識啓発としては、社内での省エネ勉強会等の開催や、家庭のエコチェック（後述）を従業員に配布して各家庭での取組を記入してもらうこと等が考えられます。

＜家庭のエコチェック＞

家庭でできる省エネ取組をチェックするアンケートです。

以下で簡単にチェックできますので、ぜひご参加ください。

<https://www.carbon-neutral.pref.iwate.jp/ecocheck/>

(3) 上記（1）（2）の実施内容について、その状況が分かる資料や写真等を、定期的に県へ報告していただくものです。また、設備導入後の毎月のエネルギー使用量とそれに係る経費額のデータを、所定の様式に記入のうえ県に提出していただきます。

(4) 県が主催するセミナーや説明会での事例発表、イベントでの掲示用資料の作成、また事例集の作成に、積極的にご協力いただくものです。

8 財産処分について

補助対象事業により整備した設備等は、原則として、法定耐用年数期間中は財産処分してはならないものとします。

(1) 法定耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する償却期間は業種・設備の種類によって異なります。

【例】国税庁WEBサイトより

自動車製造業を営む法人が、自社の工場構内に自動車製造設備を稼働するための電力を発電する設備として設置した風力発電システム又は太陽光発電システムの耐用年数は何年ですか。

➤ 風力発電システム及び太陽光発電システムに係る耐用年数は、いずれも減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第2「23 輸送用機械器具製造業用設備」の9年が適用されます。

実際に導入する設備の耐用年数が何年になるかは、以下のホームページ等を参考に、各自ご確認ください。また、不明点については管轄の税務署にお問い合わせください。

《令和6年分確定申告書等作成コーナー よくある質問 耐用年数表》

<https://www.keisan.nta.go.jp/r6yokuaru/aiiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

(2) 関係書類の保管

補助事業者は、この補助金に係る書類については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に基づき、その該当償却期間、整備保管してください。

(3) 財産処分に係る申請等

補助事業者が、この補助金により取得した設備の財産処分を行う場合は、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号）に定める財産処分の承認を県に申請しなければいけません。

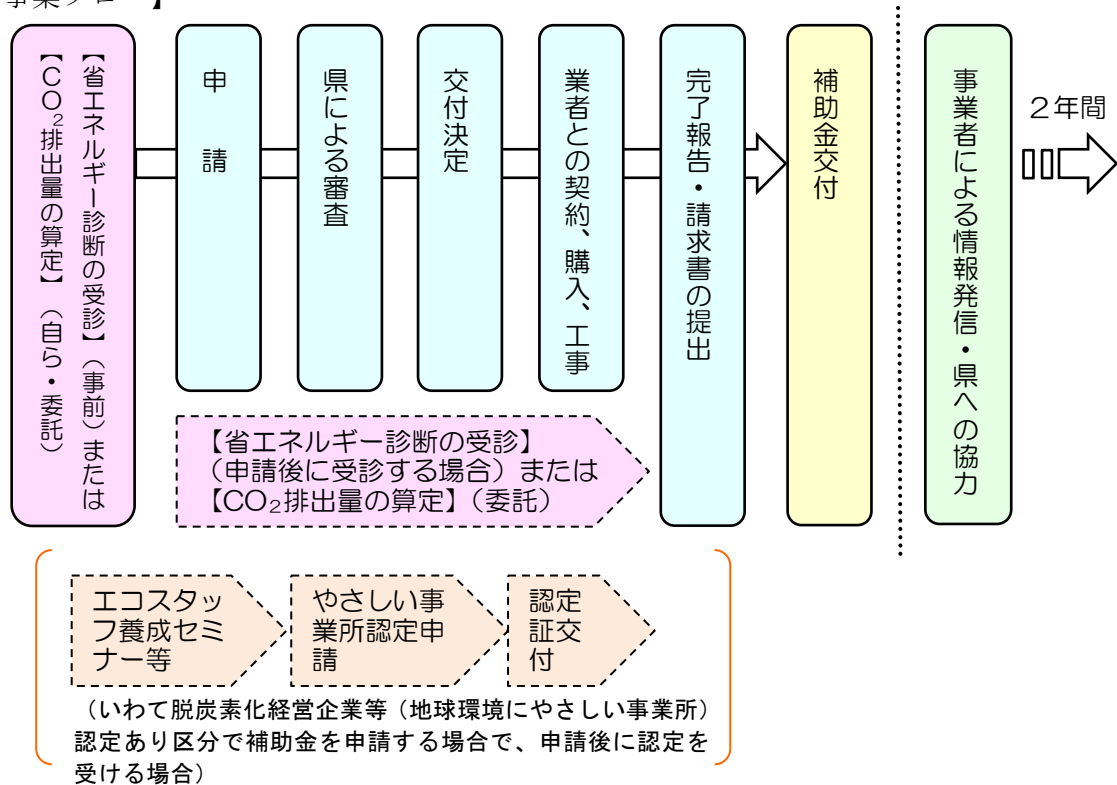
9 事業の流れ、申請方法等

(1) 事業の流れ

本事業の流れを次に示します。

なお、申請を希望される場合、必ず事前に当室まで御相談ください。

【事業フロー】



省エネルギー診断は、申し込んでから結果が出るまで1か月以上かかりますので、余裕をもって申し込むようにしてください。

(2) 事業実施期間

申請者の事業実施期間は、次の考え方による事業着手日から事業完了日までとします。

事業着手日：設備の購入及び設置工事に係る契約書等の発行日

事業完了日：工事完了日又は支払い義務額を支払った日のいずれか遅い日

（ただし、上記の日よりも後に省エネルギー診断報告書を受領した場合や、「いわて脱炭素化経営企業等認定制度」（いわて地球環境にやさしい事業所）認定書が交付された場合は、その最も遅い日を事業完了日とします）

【解説】

1 事業着手日について

- 「契約書等」とは、契約書以外に、「発注書・発注請書」及びそれに類する書類を含みます。発注書・発注請書の取り交わしにより契約と見なした場合、「発注請書の発行日」を事業着手日とします。

- ・ 設備の購入と設置工事を別の業者に委託する場合など、契約書等が複数取り交わされた場合には、全ての契約書等のうち最も早い発効日を事業着手日とします。
- ・ 事業の着手は、必ず交付決定日以降としてください。

2 事業完了日について

- ・ 工事完了後に支払い義務額を支払った場合は支払日が事業完了日となり、代金先払いの場合は工事完了日が事業完了日となります。
- ・ 設備の購入と設置工事を別の業者に発注し、別々に代金を支払った場合には、全ての支払日のうち最も遅い日を「支払い義務額を支払った日」とします。
- ・ 事業完了日の最終期限は事業実施年度の2月末日までとなっています。2月末日までに工事完了及び支払い義務額の支払いが完了していたとしても、省エネルギー診断報告書の受領日が2月末日を過ぎた場合は事業完了とみなさず、補助対象外となりますので、十分にご注意ください。
- ・ また、有効な「いわて脱炭素化経営企業等認定制度」（いわて地球環境にやさしい事業所）の認定書を2月末日までに取得できなかった場合はかさ上げの補助金を受けることができませんので、十分にご注意ください。

(3) 申請方法等

① 申請

次の書類を揃え、申請書を提出します。

ア 提出書類

- ・ 事業者向けEV等導入事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第1号別添1）
- ・ 会社概要（会社案内のパンフレット等）
- ・ 補助対象設備設置位置の平面図
- ・ 導入設備のメーカーや仕様、能力等が確認できる資料（カタログ等）
- ・ 見積書及び見積明細書の写し
- ・ 工程表
- ・ 設置予定箇所現況写真
- ・ 県税納税証明書（県税について未納の額が無いことの証明書）の写し
- ・ 補助金振込口座の通帳の写し
- ・ PPA の場合のサービス料金、リースの場合のリース料金から補助金額相当分が控除されていること及び法定耐用年期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- ・ 省エネルギー診断の結果の写し（交付申請の3年前までのもの）、省エネルギー診断の申込状況が確認できる書類又はCO2排出量算定結果が確認できる書類（「省エネルギー診断等あり」の区分で交付申請する場合）
- ・ 「いわて脱炭素化経営企業等認定制度」（いわて地球環境にやさしい事業所）認定書の写し等（「いわて地球環境にやさしい事業所の認定あり」の区分で交付申請する場合）
- ・ 中小企業者以外にあっては年間のエネルギー使用量（原油換算値）が確認できる書類
- ・ その他必要な書類

イ 提出期限

事業に着手する予定日の 20 日以前、または、補助金の交付を受けようとする年度の 10 月末日のいずれか早い日とします。

ウ 提出部数

1 部

エ 提出方法

郵送又は持参で御提出ください。

オ 提出先

岩手県 環境生活部 環境生活企画室 グリーン社会推進担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

② 審査

県は、事業者から提出された申請書や添付書類について内容が適切であるか、また、書類に不備等が無いかな審査します。

【注意】

提出いただいた書類に不明点があったり、記入内容の不備及び必要書類の不足等が確認された場合、不明点の確認や書類の修正・差し替え等がなされるまで審査は行われません。その分、審査完了が遅れることとなりますので、事業着手の予定日まで十分な余裕をもって申請してください。

③ 県による交付決定

県は、②審査の結果、補助金を交付すべきと認めた場合は、申請者に対し、交付決定通知書を通知します。

④ 対象設備導入に係る業者との契約及び設備導入工事

ア 事業の着手

設備の購入及び設置工事に係る契約を業者と締結します。その後、設備の導入工事を行います。なお、事業の着手は、必ず③の交付決定後に行ってください。

イ 事業の変更

事業を変更（中止・廃止等を含む）する場合は、事業者向け省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 2 号）を変更（中止、廃止）の理由が生じた日から 30 日以内に県に提出する必要があります。

【注意】

次に掲げる事項が生じた場合、事業の変更（中止・廃止）承認申請を行う必要があります。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 補助対象経費の 30 パーセントを超える増減

(4) 補助金額の増減を伴う変更

※事業内容の変更の可能性が生じた場合には、速やかに県に報告し、その指示に従ってください。

※上記以外の変更であっても、導入設備の変更等により省エネルギー効果や設備能力が変わる場合には、補助対象から外れる可能性があります。

※設備、経費、施工時期などが、当初の予定と変わることが判明した場合は、速やかに県に報告し、その指示に従ってください。

⑤ (完了報告) 請求書の提出

次の書類を揃え、(完了報告) 請求書を提出します。

ア 提出書類

- ・ 事業者向け EV 等導入事業費補助金交付 (完了報告) 請求書 (様式第 3 号)
- ・ 設備の購入及び設置工事に係る支払い義務額を支払ったことを示す書類 (領収書等) の写し
- ・ 設備の購入及び設置工事に要する経費の内訳が確認できる書類 (明細書等) の写し
- ・ 設備の購入及び設置工事に係る契約が確認できる書類 (契約書等) の写し
- ・ 車検証の写し
- ・ 設備設置後の状況が確認できる写真
- ・ 省エネルギー診断の結果の写し (交付申請後に省エネルギー診断を受診した場合)
- ・ 「いわて脱炭素化経営企業等認定制度」(いわて地球環境にやさしい事業所) 認定書の写し (「いわて地球環境にやさしい事業所の認定あり」の区分で交付申請した場合)
- ・ その他必要な書類

イ 提出期限

事業完了日から起算して 30 日を経過した日又は事業実施年度の 2 月末日のいずれか早い日とします。

【注意】

上記の提出期限を越えた場合、補助金が交付されない場合があります。提出期限は厳守してください。

ウ 提出部数

1 部

エ 提出方法

郵送又は持参で提出してください。

オ 提出先

申請時の提出先と同じです。

⑥ 補助金の交付

県は、⑤の書類が事業者から提出され、内容を審査し、適正であると判断された場合、補助金を交付します。

10 事業の実施後の留意事項

(1) 事業実施後の県事業への協力等

「7 省エネ効果に関する情報発信と県事業への積極的な協力等」のとおり、社外への情報発信、従業員への意識啓発、県へのデータ提供、県事業への積極的な協力を行うものとします。

(2) 立入検査等

県は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、または、当該職員に、その設置場所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがあります。

<問い合わせ・申請先>

岩手県環境生活部環境生活企画室 グリーン社会推進担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話：019-629-5271

FAX：019-629-5334

E-mail：AC0001@pref.iwate.jp